

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
申請者		介護保険法 施行規則 131の10の2	法人	介護保険法 施行規則 131の10の2	同左
基本方針		130	<p>①地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めなければならない。</p> <p>③明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	159	<p>①入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
			＜サテライト型居住施設 の場合の基準緩和＞		＜サテライト型居住施設 の場合の基準緩和＞
人員基準	従業員の員数	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	本体施設の医師によりサテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	同左
		看護職員	常勤換算で入所者数3人に対し1以上 (看護職員)1以上(1人以上は常勤) (介護職員)常勤1以上	同左 常勤換算1以上	
		介護職員		同左	
		生活相談員	常勤1以上	生活相談員:常勤換算1以上	
		栄養士	1以上	入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、以下の職員を置かないことができる。 一指定介護老人福祉施設:栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 二介護老人保健施設:支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 三病院:栄養士(病床数100以上に限る)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設に限る)	
		機能訓練指導員	1以上。日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者(当該施設の他の職務にも従事することができる。)		
		介護支援専門員	専従常勤1以上(ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。)		

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)		条文	ユニット型	
人員基準	従業員の員数	131	短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所	医師(利用者の健康管理が適切に行われると認められるとき) 生活相談員, 栄養士, 機能訓練指導員	-	同左	同左
	※併設型の定員は, 本体施設と同数が上限		生活相談員 栄養士 機能訓練指導員				
	事業所を併設する場合の人員基準の緩和		通所介護事業所 介護予防通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所	介護支援専門員			
	その他		従事者は専従。 ただし、・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 +ユニット型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 +ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 が併設の場合の介護職員を除き、入居者の処遇に支障がない場合、この限りでない。			従事者は専従。 ただし、介護老人福祉施設入所者生活介護 +ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 のが併設の場合の介護職員、167条の勤務体制に規定されている看護職員を除き、入居者の処遇に支障がない場合、この限りでない。	
			指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。				

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型					
設備基準	ユニット	132	居室	<ul style="list-style-type: none"> 定員: 1人(サービスの提供上必要と認められる場合は2人) <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">床面積: 10.65㎡以上/人</p> <ul style="list-style-type: none"> ブザーまたはこれに代わる設備をつける。 	160	<ul style="list-style-type: none"> 定員: 1人(サービスの提供上必要と認められる場合は2人) いずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的に設けること。 1ユニットの入居定員: おおむね10人以下。 <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">床面積: 10.65㎡以上/人(2人の場合は21.3㎡以上)を標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニットに属さない居室を改修した場合、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ブザーまたはこれに代わる設備をつける。 				
			共同生活室	—		いずれかのユニットに属し、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 床面積: 2㎡×ユニットの入居定員 以上を標準 必要な設備及び備品を備えること。				
			洗面設備	居室のある階ごとに設け、要介護者が使用するのに適したものの。		居室ごとか、共同生活室ごとに適当数設け、要介護者が使用するのに適したものの。				
			便所	居室のある階ごとに居室に近接して設け、ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものの。		居室ごとか、共同生活室ごとに適当数設ける。ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものの。				
			静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設ける。		—				
			浴室	要介護者が入浴するのに適したものの。		要介護者が入浴するのに適したものの。				
			医務室	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">診療所: 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。</td> <td style="width: 50%;">不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</td> </tr> </table>		診療所: 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">診療所: 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。</td> <td style="width: 50%;">不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</td> </tr> </table>	診療所: 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。
			診療所: 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。						
			診療所: 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	不要。入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。						
			食堂 機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するもので、合計面積が3㎡×入所定員以上。また必要な備品を備えるもの。 ※食事の提供、機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一場所でも可		—				
廊下幅	1.5m以上(中廊下は1.8m以上) なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められ場合は除く。	同左								
消火設備, 非常災害設備	必要な設備を設ける。	同左								
その他	設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	—								

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	157 (3の7準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規定の概要、従事者の勤務の体制等利用申込者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	169 (3の7準用)	同左
	提供拒否の禁止	157 (3の8準用)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	169 (3の8準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	133	入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	169 (133準用)	同左
	受給資格等の確認	157 (3の10準用)	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	169 (3の10準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	157 (3の11準用)	①要介護認定を受けていない入居申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	169 (3の11準用)	同左
	入退所	134	①身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供する。 ②入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 ③入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 ④入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。 ⑤前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。 ⑥その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 ⑦入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	169 (134準用)	同左
	サービス提供の記録	135	①入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	169 (135準用)	同左

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	利用料等の受領	136	<p>①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。</p> <p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>③前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 居住に要する費用 三 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの <p>④前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。</p> <p>⑤あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。(ただし、③一～四までに掲げる費用に係る同意については、文書によるもの。)</p>	161	同左
	保険給付の請求のための証明書の交付	157 (3の20準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	169 (3の20準用)	同左
	取扱方針	137	<p>①地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>②地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>③懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>④当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>⑤前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	162	<p>①入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>②各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>③入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>④入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>⑤サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>⑥ 左④と同じ</p> <p>⑦ 左⑤と同じ</p> <p>⑧ 左⑥と同じ</p>

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	計画の作成	138	<p>①管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>②計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>③計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>④前項に規定する解決すべき課題の把握(＝アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>⑤入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>⑥サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。</p> <p>⑦計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>⑧計画を作成した際には、計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>⑨計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>⑩モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。 <p>⑪以下の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 <p>⑫ ②～⑧は、⑨に規定する計画の変更について準用する。</p>	169 (138準用)	同左

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	介護	139	<p>①入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>②1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>③入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>④おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>⑤褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>⑥前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p>	163	<p>①各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>②入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>③入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>④ 左③と同じ</p> <p>⑤おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>⑥ 左⑤と同じ</p> <p>⑦前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>
	食事	140	<p>①栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>②入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	164	<p>①栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>②入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>
	相談及び援助	141	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	169 (141準用)	同左
	社会生活上の便宜の提供等	142	<p>①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>②入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>③常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>④入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	165	<p>①入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p>
	機能訓練	143	入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	169 (143準用)	同左
	健康管理	144	医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	169 (144準用)	同左
	入院者の入院期間中の取扱い	145	入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	169 (145準用)	同左

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	利用者に関する市町村への通知	157 (3の26準用) 以下に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わず、要介護状態の程度を増進させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	169 (3の26準用)	同左
	管理者の債務	157 (53準用) ①従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ②事業者運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	169 (53準用)	同左
	管理者による管理	146 専従常勤の者。 ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)	169 (146準用)	同左
	計画担当介護支援専門員の責務	147 138条以外に以下の業務を行う。 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 五 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 六 苦情の内容等を記録すること。 七 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	169 (147準用)	同左
	運営規程	148 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	166	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項を定めておかなければならない。
	勤務体制の確保等	149 ①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。(ただし、入居者に対する介護サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。) ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	167	①同左 ②従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、以下に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ③従事者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④ 左③と同じ

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型	
運営基準	定員の遵守	150	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	168	ユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	非常災害対策	157 (57準用)	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	169 (57準用)	同左
	衛生管理	151	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ②当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	169 (151準用)	同左
	協力病院等	152	①入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	169 (152準用)	同左
	地域との連携等	157 (85①～④準用)	①利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会運営推進会議を設置し、おおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ②報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ③地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ④利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	169 (85①～④準用)	同左
	掲示	157 (3の32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	169 (3の32準用)	同左
	秘密保持等	153	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。	169 (153準用)	同左
	広告	157 (3の34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	169 (3の34準用)	同左

◆指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	介護老人福祉施設入所者生活介護(第7章)	条文	ユニット型
運営基準	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	154	①居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	169 (154準用)	同左
	苦情処理	157 (3の36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	169 (3の36準用)	同左
	事故発生の防止及び発生時の対応	155	①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ②入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	168 (155準用)	同左
	会計の区分	169 (3の39準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	169 (3の39準用)	同左
	記録の整備	156	①従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②入所者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 地域密着型施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	169 (156準用)	同左